

桑名市告示第133号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

- 1 委託した徴収又は収納の事務
 - 桑名市総合福祉会館使用料
 - 桑名福祉センター使用料
 - 桑名市多度すこやかセンター使用料
 - 桑名市長島福祉健康センター使用料
 - ヴィレッジセンター使用料

- 2 委託を受けた者
 - 桑名市常盤町51番地1
 - 社会福祉法人桑名市社会福祉協議会
 - 会長 川瀬 みち代

- 3 委託期間
 - 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで